

# 甲種防火管理再講習実施要綱

## 1 目的

この講習は、消防法第8条第1項の規定による防火管理者として必要な資格を取得した者のうち、消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者に対し、必要な知識及び技能の習得を目的に実施するものです。

## 2 講習日時

令和3年11月5日（金） 10時00分から12時00分まで  
（受付時間：9時20分から9時50分まで）

## 3 講習会場

長門市東深川1902番地1 長門市消防本部 3階講堂

## 4 受講対象者

劇場・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする特定防火対象物のうち、収容人員が300名以上の事業所で防火管理者として選任されている方。

## 5 受講期限

- (1) 防火管理者に選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から1年以内に受講してください。
- (2) 上記(1)以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講してください。

## 6 受講費用

テキスト代として、1,400円を受講当日に納めてください。  
なお、お釣りの要らない様ご協力をお願いします。

## 7 申込方法

- (1) 受講申込書に必要事項を記入のうえ、写真1枚（縦4cm×横3cm、白黒・カラーとも可）を貼付し、消防本部予防課へ申し込みください。
- (2) 他市の機関において甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習（前回）を受講された方は、修了証の写しを添付してください。

## 8 申込受付期間

令和3年9月27日（月）から10月15日（金）まで  
（平日の8時30分から17時15分までの間に提出してください。）

## 9 定員

30名（定員となり次第締め切らせていただきます。）

## 10 その他

- （1） 全科目を受講された方に修了証を交付します。  
（遅刻又は早退した場合は修了証の交付が受けられません。）
- （2） 講習当日は、筆記用具を持参してください。
- （3） 車両は消防本部敷地内に駐車可能ですが、台数に制限があります。できる限り公共交通機関をご利用ください。
- （4） 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の事項にご協力をお願いします。
  - ・ 講習当日に発熱及び風邪等の症状がある方は受講をお控えください。
  - ・ 講習会場では必ずマスクを着用してください。  
なお、会場入室時の手指消毒、手洗いの徹底をお願いします。
  - ・ 今後の感染動向により講習会を中止又は延期する場合がありますので、ご了承願います。

### お問い合わせ

〒759-4101 長門市東深川 1902 番地 1  
長門市消防本部 予防課調査指導係  
電話 0837-22-5297（直通）